

国・市	障害者計画策定部会での意見	障害者関係者団体の意見	委託相談支援事業所の意見	地域自立支援協議会委員の意見	第1回 障害者計画策定部会提示 第3次松戸市障害者計画の体系(案)		第3次松戸市障害者計画の体系(案)		
					節	施策	節	施策	具体的な取組み(案)
<p><障害者基本計画(第4次)> ○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 <関連法の動向> ○成年後見制度の利用の促進に関する法律(H28.5) <市の方針> ○障害者差別解消・虐待防止の取組みの推進 ○地域共生社会に向けた取組み ○松戸市虐待防止条例の制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現に至るまでの、1~3であり、4 地域共生社会の実現に向けた取組みになるのではないか。 ・成年後見と虐待防止については、相談体制に入っていたため、前回では重点となっていた。今回は独立し施策として挙げられたが、重点として外れており、重点施策として入れてほしい。 ・障害者差別解消法自体を知ってもらい、合理的配慮について周知が必要 ・ボランティアで情報提供について、工夫する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について、手続きの流れも含め教えてほしい ・障害特性の理解を深めてほしい ・親亡き後の不安はあるものの、成年後見の費用が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校へへの出前講座の拡充 ・正しい障害理解は学童期に育まれると感ずるため、講演会等の機会を充実してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には特別支援学校や子ども発達センターがあり、幼少のころから障害児者と接する機会が限定されている 	第1節	見 1 市民意識の醸成	第1節 地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進	見 1 市民意識の醸成	地域活動における交流の促進、心のバリアフリーの醸成、学校教育における福祉教育、特別支援学校・特別支援学級との交流及び共同学習
					既 2 地域福祉活動の推進	既 2 地域福祉活動の推進		ボランティア等の育成と市民参加の促進、児童・生徒のボランティア活動支援、社会福祉協議会との連携、障害者関係団体への支援	
					新 3 権利擁護の推進	新 3 権利擁護体制の確立 重点		成年後見制度の普及促進、日常生活自立支援事業との連携、虐待防止体制の整備、差別解消の取組み	
					新 4 地域共生社会の実現に向けた取組み 重点				
<p>○発達障害者支援法の一部を改正する法律(改正発達障害者支援法)(H28.8) <障害福祉計画基本指針の追加事項> ○発達障害者等及び家族等への支援体制や医療機関等の確保(相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方) <市の方針> ○医療的ケア児等の支援のための体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業後の情報がほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校卒業後の進路が少ない ・送迎が大変。母親が同行することが多い ・スクールバスに看護師がいるとよい ・教育と福祉、事業所と行政の連携をしてほしい ・コロナの影響でガーゼや消毒液等、必要なものが足りなくなった ・医療的ケアが必要な人は、事業所に看護師が不足しており、利用ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と福祉の連携は必須。医療関係者との交流、医療相談が身近になるような取り組みがあれば福祉側から早期に相談、診療を提案できる。 ・義務教育以降(15歳~18歳、高校生など)を対象とした相談場所がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサポートファイル、早期相談マップの周知 ・特別支援学校高等部を卒業後に利用できる移動支援と日中一時支援を増やすことが必要 ・医療的ケアが必要な児はいずれ者になっていくため、者への支援の充実必要 	第2節	既 1 障害の早期発見と早期療育	第2節 ライフステージに応じた切れ目のない支援	既 1 障害の早期発見と早期療育	
					既 2 障害に応じた療育の充実	既 2 障害に応じた療育の充実			
					既 3 特別支援教育等の充実	既 3 特別支援教育等の充実			
					新 4 医療的ケアが必要な障害児への支援 重点	新 4 医療的ケア児等の支援体制の整備 重点			
<p><関連法の動向> ○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(H30.6) ○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行(R1.6) <障害福祉計画基本指針の追加事項> ○障害者の社会参加を支える取組(基本理念)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援が重点となっているが、障害者で正規雇用は少なく、半年契約など社会保障制度とはずれている。障害者雇用率だけの問題ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する情報が少ない ・市役所が持っている情報を学校と共有してほしい ・共生型サービスが出てきたが、まだまだ、高校卒業後に行く場所がない ・高校卒業後、就職してからのフォローが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に障害のある方やその家族が参加できる環境づくりが必要(サロンなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・働くことができる、意欲がある人にはその機会をうばうことのない、支援の提供が重要。障害の程度を問わず、知識、情報を持つ相談支援員とのつながりが大切。(セルフプラン率を下げる必要がある)。また、医療的ケア者の受け入れ事業所も不足している。 ・「雇用の促進」を「雇用の促進及び安定」とした方がよい 	第3節	既 1 障害のある人への就労の支援 重点	第3節 生きがいをもった社会参加の促進	既 1 障害のある人への就労の支援 重点	就労支援・雇用の促進及び安定、就労支援体制の整備、障害者就労施設等への発注拡大・工賃向上
					既 2 スポーツ・文化活動の支援	既 2 地域とつながるスポーツ・文化活動等の支援		スポーツ・レクリエーションの促進、文化・芸術活動等の支援	
<p>○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○自立した生活の支援・意思決定支援の推進 <障害福祉計画基本指針追加事項> ○障害福祉人材の確保(基本理念) ○相談支援体制の充実・強化 ○障害福祉サービス等の質の向上するための取組に係る体制の構築(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標) <市の方針> ○松戸市手話言語条例の制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今、ICTを活用して相談等が行われているが、計画の中でICTに関して入れていくか。 ・相談支援体制について、まだ認知度が低い。松戸市の場合重層的な相談支援が構築されてきたが、マンパワーが足りないと感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援員に進路を相談する、探してもらったということは聞かないため、相談支援と進路指導がみえればよい。 ・ピアサポーターがあるとよい。地域の社会資源として育てていければと思う 	<ul style="list-style-type: none"> ・8050 や障害児の育児支援、生活困窮など「障害」というくくりの相談だけでは対応できない課題も多い ・分野にこだわらない相談支援体制の強化 ・ヘルパーの人員不足、ヘルパーの高齢化からサービスの継続が出来ない事がある ・精神障害者保健福祉手帳取得者が増えているが、相談員等が不足している ・中途障害者(特に50代~60代、男性)の参加できる活動の場所がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所が少ない ・各事業所同士でのつながりがあるとうい ・独居の障がい者への柔軟な支援体制が必要 ・高齢者分野では地域包括支援センターが15か所設置されたが、障害分野の委託機関は少なく、職員の数も十分とは言えない ・養育困難な児童、親のレスパイトを含め、家族を切り離していくための施設ではなく、子どもを専門で受ける短期入所が必要 	第4節	既 1 障害の原因となる傷病の予防と治療	第4節 自立した地域生活の支援	既 1 障害の原因となる傷病の予防と治療	
					既 2 障害福祉サービスの充実	既 2 障害福祉サービスの充実			
					既 3 生活の安定のための支援	既 3 生活の安定のための支援			
					既 4 相談支援体制の充実 重点	既 4 相談支援体制の充実 重点		相談支援体制の充実・強化等、基幹型地域包括支援センターの共生窓口への深化、多分野における相談機関の連携の推進、在宅医療・介護連携支援センターにおける多分野対応、地域ケア会議における共生対応の推進	
					新 5 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	新 5 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	手話言語条例の普及啓発		
<p><関連法の動向> ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(改正バリアフリー法)(H30.11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の支援体制の整備があるが、コロナをどう考えていくか。支援する人がコロナ感染を気にして機能しなくなることも考えられる。体制を整備したが機能していないということではいけない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の更新がされていないのではないか。実際に、災害時にどう活用されるか ・避難行動要支援者にメールなどで情報を知らせてほしい ・避難所は障害の特性に応じたブースがあるとよい ・在宅避難になると思うが、物資が届くかなど不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の災害対応について、個人情報取り扱い、当事者や家族から地域への情報提供が課題 ・情報をなかなかキャッチできない人へ、どのように情報提供するか重要 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯、防災の視点も含め、自治会、町内会、民生委員等については障害者の情報を把握したほうがよい ・要援護者名簿の更新が必要 ・在宅避難者を見つけ出す、支えるため準備が必要 	第5節	既 1 生活しやすいまちづくり	第5節 安全安心なまちづくりの推進	既 1 生活しやすいまちづくり	バリアフリー化の推進、住まいの確保と居住の支援
					既 2 防犯・防災対策 重点	既 2 防犯・防災及び感染症対策の推進 重点		災害時要援護者支援体制の整備、災害時における情報伝達の確実性の向上、防犯対策、 <u>感染症に対する備えの検討</u>	